

おくやみガイドブック

防府市



おくやみ手続きナビ利用案内

ウェブやスマホで、簡単な質問に答えるだけで市役所内で必要な手続きが確認できる「全国自治体おくやみ手続きナビ」もご活用ください。

【URL】 <https://www.okuyaminavi.net/municipalities/35206>



ご遺族の方へ

チェックリスト

このたびは、謹んでお悔み申し上げます。

防府市では、ご遺族の皆様が届出などをしなければならない手続きにつきまして、少しでもわかりやすく進めて頂けるようガイドブックを作成いたしました。

このガイドブックが、ご遺族の皆様のお役に立てば幸いです。

防府市

事前準備について

各種手続き

防府市役所にて各種手続きをする今後の流れになります。

まずは下記をご確認いただき、ご来庁の前に、事前準備をお願いします。

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

STEP 1 持ち物の確認

次ページの「来庁時の持ち物について」をご確認ください。

STEP 2 委任状について

相続人や年金請求者が来庁できない場合は、委任状が必要です。相続人について、ご不明な点がございましたら、お問い合わせください。

STEP 3 おくやみコーナーの予約（☎ 0835-20-0983）

おくやみコーナーをご利用される場合は、3ページの予約方法にてご予約ください。また、Step1と2でご不明な点などございましたら、ご予約時にお問い合わせください。

STEP 4 各種手続きチェックリスト

該当手続きの把握後、詳しい情報が必要な場合は、各種手続きページをご覧ください。

STEP 5 ご来庁ください

本紙と必要なものをお持ちの上、防府市役所へお越しください。



来庁時の持ち物について

手続きによって必要なものは異なりますが、下記のものが必要になることが多いので、お持ちの上、ご来庁ください。

ご遺族の方の必要なもの

- 来庁される方の本人確認書類**（下記「本人確認書類について」参照）
- 認印**（※相続人代表及び喪主）
- 預貯金通帳、銀行届出印**（※相続人代表及び喪主、年金請求者）

※相続人や年金請求者が来庁できない場合、委任状が必要です。

亡くなられた方の必要なもの

- 基礎年金番号が記載されているもの（年金手帳及び年金証書）**
（お持ちの場合のみ）
- 国民健康保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証または資格確認書**
（お持ちの場合のみ）

※国民健康保険の世帯主が亡くなられた場合で、同じ世帯の中に国民健康保険加入者がいらっしゃる場合は、国民健康保険加入者全員の被保険者証または資格確認書（お持ちの場合のみ）

※亡くなられた方の各種認定証（限度額適用認定証、特定疾病療養受療証など）

※加入者が亡くなられたときは、葬祭費が請求できます。以下のものをご用意ください。

・葬祭を行ったこと及び喪主が確認できるもの（葬祭の領収書、会葬礼状など）

- 介護保険被保険者証**
- 福祉医療費受給者証（カク福）**
- 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、自立支援医療受給者証**

本人確認書類について

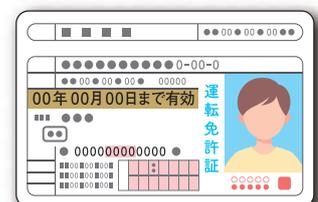
- 1点で本人確認できる書類（顔写真付きに限る）**

マイナンバーカード、運転免許証、運転経歴証明書（平成24年4月1日以降のもの）、パスポート、住民基本台帳カード、在留カード、特別永住者証明書 など

- 2点で本人確認できる書類**

健康保険・介護保険・後期高齢者医療の被保険者証
または資格確認書（お持ちの場合のみ）、医療受給者証、
各種年金手帳、学生証 など

※有効期限のあるものは、有効期限内のものに限ります。



おくやみコーナーのご案内

防府市では、亡くなられた方に関する手続きをご案内する「おくやみコーナー」を設置しています。ご利用には、事前に電子申請または電話予約が必要です。お客様に必要な手続きをお調べしますので、利用日の3日前までにご予約ください。

※亡くなられた方が防府市に住民登録をされていた方が対象です。

※予約時間枠について下記からお選びいただけます。(土・日・祝休日・年末年始を除く)

- ① 9:00 から ② 10:30 から ③ 13:00 から ④ 15:00 から

おくやみコーナーでできること

●必要な手続きをまとめて受付できます

市役所での主な手続きについては、窓口を移動することなく、1ヶ所で完了することができます。

※一部、担当課でしかできない手続きもあります。

●書類の記入が省略できます

事前予約をすることにより、亡くなられた方の住所・氏名など基本的な情報をあらかじめ申請書に印字するため、書類の記載を省略できます。



●専用ブースで安心して相談できます

予約方法について

事前に電話で予約してください。

●電話予約

電話番号：**0835-20-0983**

受付時間：午前8時30分から午後5時15分まで

(土・日・祝休日・年末年始を除く)



防府市おくやみコーナー

場 所：防府市役所本館1階 市民課

受付時間：午前8時30分から午後5時15分まで
(土・日・祝休日・年末年始を除く)

身近な人が亡くなられた後の手続きなどの一般的な流れ（目安）

	葬儀・法要	届出・手続き	税金
3か月以内	<ul style="list-style-type: none"> ○葬儀・法要の連絡・調整 ○通夜・葬儀・告別式 ○初七日 ○四十九日 ○納骨 	<ul style="list-style-type: none"> ○死亡届など ○健康保険・世帯主変更 ○年金関係の手続き ○公共料金などの手続き (41 ページ参照) ○遺言調査・遺言書の検認 ○相続人調査・確定 ○相続財産調査 ○相続放棄・限定承認 	<ul style="list-style-type: none"> (45 ページ参照)
4か月以内			<ul style="list-style-type: none"> ○所得税の準確定申告 (46 ページ参照)
10か月以内		<ul style="list-style-type: none"> ○遺産分割協議 (45 ページ参照) ○払戻・解約・名義変更など 	<ul style="list-style-type: none"> ○相続税の申告 (46 ページ参照) ○相続税の延納・物納の申請
1年以内	<ul style="list-style-type: none"> ○一周忌 	<ul style="list-style-type: none"> ○遺留分侵害額請求 	

防府市で必要な手続きについては7ページから、窓口・問い合わせ先と併せて掲載していますので、ぜひそちらもご確認ください。

大切な方を喪い大変な時期かとは思いますが、ゆっくりでも、必要な手続きを済ませられる一助となれば幸いです。

防府市規格葬儀のご案内

防府市では、経済的な理由により葬儀の執行が困難な方を対象に、市内の葬祭業者様のご協力をいただき、簡素で低廉な「防府市規格葬儀」を実施しています。

この規格葬儀は、通夜・告別式などを行わず、病院やご自宅などから直接斎場にご遺体を運び、火葬を執り行うものです。

ご利用には条件がございます。詳しくはお問い合わせください。

問い合わせ先 防府市生活環境部市民課 電話 0835-25-2109

死亡に伴う各種手続きチェックリスト (該当事項をご確認いただき、詳細ページを参照してください)

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

区分	☑	該当事項	詳細ページ
住民登録	<input type="checkbox"/>	印鑑登録をしていた	P.7
	<input type="checkbox"/>	マイナンバーカード・個人番号通知カード・住民基本台帳カードを持っていた	
保険	<input type="checkbox"/>	国民健康保険に加入していた、または加入している世帯員がいる世帯の世帯主であった	P.8・9
	<input type="checkbox"/>	後期高齢者医療制度に加入していた	P.10・11
年金	<input type="checkbox"/>	国民年金に加入または受給していた	P.12
	<input type="checkbox"/>	厚生年金に加入または受給していた	
	<input type="checkbox"/>	共済年金に加入または受給していた	P.13
	<input type="checkbox"/>	農業者年金を受給していた	
税金	<input type="checkbox"/>	税金の納付が済んでいない	P.14
	<input type="checkbox"/>	市民税・県民税・森林環境税が課税されていた	P.15
	<input type="checkbox"/>	本人名義の固定資産を所有していた	
	<input type="checkbox"/>	原動機付自転車(125cc以下)・小型特殊自動車を所有していた	P.16
高齢者	<input type="checkbox"/>	介護保険に加入していた	P.17・18
	<input type="checkbox"/>	介護認定を受けており、介護保険サービスを利用していた	P.18
	<input type="checkbox"/>	緊急通報装置を利用していた	
障害福祉	<input type="checkbox"/>	身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳を交付されていた	P.19
	<input type="checkbox"/>	特別障害者手当を受給していた	
	<input type="checkbox"/>	障害児福祉手当を受給していた	P.20
	<input type="checkbox"/>	特別児童扶養手当を受給していた	P.21

区分	☑	該当事項	詳細ページ
障害福祉	<input type="checkbox"/>	防府市福祉年金を受給していた	P.22
	<input type="checkbox"/>	心身障害者扶養共済制度を利用していた	P.23
	<input type="checkbox"/>	自立支援医療受給者証(更生・育成・精神通院)を利用して通院していた	P.24
	<input type="checkbox"/>	福祉医療費受給者証(重度心身障害者用)を交付されていた	
	<input type="checkbox"/>	福祉タクシー利用券を利用していた	P.25
	<input type="checkbox"/>	やまぐち障害者等専用駐車場利用証を利用していた	
子ども	<input type="checkbox"/>	児童手当を受給していた	P.26
	<input type="checkbox"/>	児童扶養手当を受給していた	
	<input type="checkbox"/>	乳幼児医療費受給者証・子ども医療費受給者証(カクフク)を交付されていた	P.27
	<input type="checkbox"/>	ひとり親家庭等医療費受給者証(カクフク)を交付されていた	
	<input type="checkbox"/>	保育所・幼稚園等を利用している、または子育てのための施設等利用給付認定を受けていた	P.28
	<input type="checkbox"/>	防府市立小・中学校給食の申込をしていた	P.29
	<input type="checkbox"/>	就学援助費を受給していた	
その他	<input type="checkbox"/>	上下水道を使用していた	P.30
	<input type="checkbox"/>	受益者負担金を納付していた	
	<input type="checkbox"/>	公営住宅に住んでいた	P.31
	<input type="checkbox"/>	森林の土地を所有していた	P.32
	<input type="checkbox"/>	家を所有していた	
<input type="checkbox"/>	改葬・墓じまい	P.35	

1. 住民登録に関する手続き

印鑑登録をしていた

手続き 印鑑登録証(カード)の返却または破棄

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が印鑑登録をしていた場合、その方の印鑑登録は死亡日をもって失効します。 同時に、印鑑登録証(カード)は無効となりますので、返却または破棄してください。	なし
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の印鑑登録証(カード)	市民課 市民係 (0835) 25-2109 本館1階⑤番

マイナンバーカード・個人番号通知カード・住民基本台帳カードを持っていた

手続き カードの返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方がマイナンバーカードまたは住民基本台帳カードをお持ちだった場合、死亡日をもってカードは廃止となります。カードを返却してください。 ※亡くなられた方のマイナンバーは、マイナンバーカード返却後確認していただくことができなくなります。 <u>すべてのお手続きが完了してからご返却いただくか、番号を控えておくことをお勧めします。</u>	なし
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方のマイナンバーカード・個人番号通知カード <input type="checkbox"/> 亡くなられた方の住民基本台帳カード	市民課 マイナンバーカード交付室 (0835) 25-2605 本館1階⑦番

MEMO

2. 保険に関する手続き

国民健康保険に加入していた、または加入している世帯員がいる世帯の世帯主であった

手続き① 被保険者証等の返却・資格確認書等の受け取り

手続き詳細	期 限
被保険者または被保険者のいる世帯の世帯主が亡くなった場合は、不正使用などを防ぐために被保険者証または資格確認書（お持ちの場合のみ）を回収します。世帯主に変更がある場合には、新しい資格確認書または資格情報のお知らせを交付します。 ※市役所への返却が難しい場合は、細かく裁断してから処分してください。 （※1）新しい資格確認書等の受け取り、保険料の精算等の詳細を知りたい場合については同一世帯員または死亡届の届出人	なし
	手続き可能な人 どなたでも可（※1）
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の国民健康保険被保険者証または資格確認書（お持ちの場合） <input type="checkbox"/> 世帯員の国民健康保険被保険証または資格確認書（お持ちの場合）	保険年金課 国保資格係 (0835) 25-2317 本館1階⑧番

手続き② 葬祭費の申請

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなったときは、葬祭を行った方に葬祭費（50,000円）が支給されます。 ※職場などの健康保険被保険者だった方が退職後3か月以内にお亡くなりになった場合には、加入していた健康保険組合か国民健康保険からの葬祭費の支給を選択することができます。	葬祭を行った日の翌日から 2年間
	手続き可能な人 葬祭執行者
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 葬祭執行者の印鑑・通帳 <input type="checkbox"/> 葬祭執行を証明する書類（会葬礼状・葬祭領収書）	保険年金課 国保医療係 (0835) 25-2164 本館1階⑨番

手続き③ 高額療養費の申立て申請

手続き詳細	期 限
被保険者が高額療養費の支給決定前や振込前に亡くなり、受給ができなくなった場合に申立て申請ができます。	2年間以内
	手続き可能な人 相続人
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 相続人の印鑑 <input type="checkbox"/> 相続人の預金通帳など	保険年金課 国保医療係 (0835) 25-2164 本館1階⑨番

2. 保険に関する手続き

国民健康保険に加入していた、または加入している世帯員がいる世帯の世帯主であった

手続き④ 送付先変更届の提出

手続き詳細	期 限
後日、市から亡くなられた方の生前のご住所に保険料の未納または還付に関する通知等を送付する場合があります。 独り暮らしをされていた方、施設に入居されていた方など送付した郵便物がお届けできないおそれのある方は同届をご提出ください。 ※郵送での手続きも可能です。お電話にてお問い合わせいただければ、送付先変更届を郵送でお送りします。	なし
	手続き可能な人
	同一世帯員または死亡届の届出人
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 本人確認書類（郵送の場合は写しの添付）	保険年金課 国保資格係 (0835) 25-2317 本館1階⑧番

手続き⑤ 保険料の納付・納付相談

手続き詳細	期 限
亡くなられた方に保険料が賦課されている場合は、未納部分について相続人による納付が必要です。	お問い合わせください。
	手続き可能な人
	お問い合わせください。
必要なもの	問い合わせ先
【納付相談を希望する場合】 お問い合わせください。	収納課 徴収係 (0835) 25-2183 本館3階②番

手続き⑥ 振替口座の廃止・登録

手続き詳細	期 限
亡くなられた方名義で口座振替制度を利用していた場合には、振替口座廃止の申し出が必要です。新たに口座振替を希望する場合は、窓口にて口座振替依頼書を提出してください。	お問い合わせください。
	手続き可能な人
	お問い合わせください。
必要なもの	問い合わせ先
【振替口座の登録を希望する場合】 <input type="checkbox"/> 新たに振替する口座の預金通帳、通帳の届出印	収納課 収納係 (0835) 25-2167 本館3階②番

後期高齢者医療制度に加入していた

手続き① 被保険者証または資格確認書の返却

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなられた場合は、不正使用等を防ぐために被保険者証または資格確認書を回収しています。(お持ちの場合のみ) ※市役所本庁または各出張所に返却が難しい場合は、はさみ等で細かくしてから処分してください。	なし
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の後期高齢者医療被保険者証または資格確認書 (お持ちの場合のみ)	保険年金課 後期高齢者医療係 (0835) 25-2322 本館1階⑨番

手続き② 葬祭費の申請

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなられたときは、葬祭を行った方に葬祭費(50,000円)が支給されます。	葬祭を行った日の翌日から 2年間
	手続き可能な人 葬祭執行者
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 葬祭執行者の印鑑・通帳 <input type="checkbox"/> 葬祭執行者を証明する書類(火葬許可証・会葬礼状・葬祭領収書)	保険年金課 後期高齢者医療係 (0835) 25-2322 本館1階⑨番

手続き③ 高額療養費の申立て申請

手続き詳細	期 限
被保険者が高額療養費の支給決定前や振込前に亡くなり、受給ができなくなった場合に申立て申請ができます。	2年間以内
	手続き可能な人 相続人代表者
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 相続人であることがわかる書類 法定相続人の場合：戸籍謄本の写しなど 指定相続人の場合：遺言書の写しなど <input type="checkbox"/> 相続人の預金通帳など	保険年金課 後期高齢者医療係 (0835) 25-2322 本館1階⑨番

2. 保険に関する手続き

後期高齢者医療制度に加入していた

手続き④ 送付先変更届の提出

手続き詳細	期 限
後日、市から亡くなられた方の生前のご住所に保険料の未納または還付に関する通知等を送付する場合があります。 独り暮らしをされていた方、施設に入居されていた方など送付した郵便物がお届けできないおそれのある方は同届をご提出ください。 ※郵送での手続きも可能です。お電話にてお問い合わせいただければ、送付先変更届を郵送でお送りします。	なし
	手続き可能な人 ご家族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 本人確認書類（郵送の場合は写しの添付）	保険年金課 後期高齢者医療係 (0835) 25-2322 本館 1階⑨番

手続き⑤ 保険料の納付・納付相談

手続き詳細	期 限
亡くなられた方に保険料が賦課されている場合は、未納部分について相続人による納付が必要です。	お問い合わせください。
	手続き可能な人 お問い合わせください。
必要なもの	問い合わせ先
【納付相談を希望する場合】 お問い合わせください。	収納課 徴収係 (0835) 25-2183 本館 3階②番

手続き⑥ 振替口座の廃止・登録

手続き詳細	期 限
亡くなられた方名義で口座振替制度を利用していた場合には、振替口座廃止の申し出が必要です。新たに口座振替を希望する場合は、窓口にて口座振替依頼書を提出してください。	お問い合わせください。
	手続き可能な人 お問い合わせください。
必要なもの	問い合わせ先
【振替口座の登録を希望する場合】 <input type="checkbox"/> 新たに振替する口座の預金通帳、通帳の届出印	収納課 収納係 (0835) 25-2167 本館 3階②番

3. 年金に関する手続き

国民年金に加入または受給していた

手続き 必要な手続きの確認をしてください

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が加入していた年金や受給していた年金の種類、ご遺族の状況によって必要な手続きや提出書類が異なります。亡くなられた方の基礎年金番号のわかるものをご準備の上、必要な手続きを確認してください。 ※受給していた年金が、老齢基礎年金、遺族基礎年金、障害者基礎年金、寡婦年金、特別障害給付金のみの場合は、市役所へお問い合わせください。	原則 14 日以内
	手続き可能な人 お問い合わせください。
必要なもの	問い合わせ先
お問い合わせください。	保険年金課 年金係 (0835) 25-2163 本館 1 階⑧番

厚生年金に加入または受給していた

手続き 必要な手続きの確認をしてください

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が加入していた年金や受給していた年金の種類、ご遺族の状況によって必要な手続きや提出書類が異なります。亡くなられた方の基礎年金番号のわかるものをご準備の上、必要な手続きを確認してください。 ※受給していた年金が、老齢厚生年金、遺族厚生年金、障害厚生年金の場合は、ねんきんダイヤルなどへお問い合わせください。	原則 14 日以内
	手続き可能な人 お問い合わせください。
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の基礎年金番号がわかるもの	ねんきんダイヤル (0570) 05-1165 街角の年金相談センター (0835) 25-7830

MEMO

3. 年金に関する手続き

共済年金に加入または受給していた

手続き 必要な手続きの確認をしてください

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が加入していた年金や受給していた年金の種類、ご遺族の状況によって必要な手続きや提出書類が異なります。亡くなられた方の基礎年金番号のわかるものをご準備の上、必要な手続きの確認をしてください。	原則 14 日以内
	手続き可能な人
	お問い合わせください。
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の基礎年金番号がわかるもの	各共済組合

農業者年金を受給していた

手続き 農業者年金死亡関係届出書の提出

手続き詳細	期 限
受給権者が亡くなられたとき、遺族の方は10日以内に住所地のJAを經由して農業者年金基金へ「農業者年金死亡関係届出書」を提出してください。	10 日以内
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 農業者年金証書 <input type="checkbox"/> 受給権者の死亡日が確認できる住民票の写し、または、除籍抄本あるいは死亡日を明らかにすることができる証明書	農業委員会事務局 (0835) 25-2146 本館5階

MEMO

4. 税金に関する手続き

税金の納付が済んでいない

手続き① 市税の納付・納付相談

手続き詳細	期 限
亡くなられた方に市税が課税されている場合は、未納部分について相続人よる納付が必要です。	お問い合わせください。
	手続き可能な人 お問い合わせください。
必要なもの	問い合わせ先
【納付相談を希望する場合】 お問い合わせください。	収納課 徴収係 (0835) 25-2183 本館3階②番

手続き② 振替口座の廃止・登録

手続き詳細	期 限
亡くなられた方名義で口座振替制度を利用していた場合には、振替口座廃止の申し出が必要です。新たに口座振替を希望する場合は、窓口で口座振替依頼書を提出してください。	お問い合わせください。
	手続き可能な人 お問い合わせください。
必要なもの	問い合わせ先
【振替口座の登録を希望する場合】 <input type="checkbox"/> 新たに振替する口座の預金通帳、通帳の届出印	収納課 収納係 (0835) 25-2167 本館3階②番

MEMO

4. 税金に関する手続き

市民税・県民税・森林環境税が課税されていた

手続き 相続人代表者指定届の提出

手続き詳細	期 限
<p>亡くなられた方に市民税・県民税・森林環境税が課税されている場合、市民税・県民税・森林環境税の納税通知書や還付に関する書類は、相続人の代表者に送付させていただくことになります。相続人のうち、どなたが相続人の代表者になれるのか「相続人代表者指定届」に必要事項を記入し、ご提出ください。</p> <p>※相当の期間内に「相続人代表者指定届」が提出されない場合、市が相続人代表者を指定することがあります。</p> <p>※相続人が相続放棄をされた場合、その納税義務は承継されません。家庭裁判所が発行する「相続放棄申述受理通知書」の写しなどの提出が必要になります。相続放棄をされた方が複数人いる場合は、すべての方について提出が必要です。課税課市民税係までご連絡ください。</p>	<p>相続開始を知った日から 3か月以内</p> <p>※郵送で相続人代表者指定届が届いた方は約2週間以内</p>
	<p>手続き可能な人</p> <p>相続人代表者</p>
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 相続人代表者となる方の本人確認書類	<p>課税課 市民税係 (0835) 25-2170 本館 3階④番</p>

本人名義の固定資産を所有していた

手続き 現所有者申告書の提出

手続き詳細	期 限
<p>固定資産の納税義務者が亡くなられた後、所有権移転登記が終わるまでの間、その納税義務者に代わって固定資産にかかる納税などの管理をしていただく方を相続人の中から指定または変更をする届出になります。</p> <p>※所有権移転登記が済んでいる方は、届出は不要です。</p> <p>※所有権移転登記は、別途法務局でのお手続きを行ってください。</p>	<p>相続が発生した年の年末まで</p> <p>※郵送で現所有者申告書が届いた方は指定された期限内</p>
	<p>手続き可能な人</p> <p>相続人</p>
必要なもの	問い合わせ先
<p>【法定相続人の方が申告相続される場合】</p> <input type="checkbox"/> 申告される方の本人確認書類	<p>課税課 家屋係 (0835) 25-2196 本館 3階⑤番</p>
<p>【法定相続人以外の方が申告相続される場合】</p> <input type="checkbox"/> 公正証書遺言書の写しなど	<p>山口地方法務局 山口本局 (083) 922-2295</p>

原動機付自転車(125cc以下)・小型特殊自動車を所有していた

手続き① 廃車の手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の名義の車両(ナンバープレート)を相続せず車両を処分される場合は、速やかに廃車(ナンバープレートの返納)の手続きをしてください。	死亡日から30日以内
	手続き可能な人 ①相続人 ②相続人とご同居のご家族 ③その他の方
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> ナンバープレート <input type="checkbox"/> 標識交付証明書 <input type="checkbox"/> 手続きを行う方の本人確認書類 <input type="checkbox"/> 亡くなられた方と相続人の関係がわかる書類(戸籍謄本など) <input type="checkbox"/> ③の方が手続きする場合、相続人からの廃車に関する委任状	課税課 諸税係 (0835) 25-2169 本館3階③番

手続き② 相続人への名義変更

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の名義の車両を相続する場合は、名義変更の手続きをしてください。 ※相続人以外の方への名義変更をされる場合、お問い合わせください。	死亡日から15日以内
	手続き可能な人 ①相続人 ②相続人とご同居のご家族 ③その他の方
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 標識交付証明書 <input type="checkbox"/> 手続きを行う方の本人確認書類 <input type="checkbox"/> 亡くなられた方と相続人の関係がわかる書類(戸籍謄本など) <input type="checkbox"/> ③の方が手続きする場合、相続人からの名義変更に関する委任状	課税課 諸税係 (0835) 25-2169 本館3階③番

5. 高齢者に関する手続き

介護保険に加入していた

手続き① 被保険者証、負担限度額認定証等の返却

手続き詳細	期 限
介護保険被保険者証、介護保険負担限度額認定証等を返却してください。 (お持ちの場合のみ)	なし
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 介護保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 介護保険負担限度額認定証 <input type="checkbox"/> 介護保険負担割合証 <input type="checkbox"/> 社会福祉法人等利用者負担軽減確認証	高齢福祉課 給付係 (0835) 25-2128 本館2階①番

手続き② 介護保険料の清算

手続き詳細	期 限
介護保険料の変更通知を送付します。還付が発生する場合は、後日、案内を送付します。	送付する文書をご確認ください。
	手続き可能な人
	相続人代表者
必要なもの	問い合わせ先
なし	高齢福祉課 認定係 (0835) 25-2318 本館2階①番

手続き③ 保険料の納付・納付相談

手続き詳細	期 限
亡くなられた方に保険料が賦課されている場合は、未納部分につき相続人による納付が必要です。	お問い合わせください。
	手続き可能な人
	お問い合わせください。
必要なもの	問い合わせ先
【納付相談を希望する場合】 お問い合わせください。	収納課 徴収係 (0835) 25-2183 本館3階②番

手続き④ 振替口座の廃止・登録

手続き詳細	期 限
亡くなられた方名義で口座振替制度を利用していた場合には、振替口座廃止の申し出が必要です。新たに口座振替を希望する場合は、窓口にて口座振替依頼書を提出してください。	お問い合わせください。
	手続き可能な人 お問い合わせください。
必要なもの	問い合わせ先
【振替口座の登録を希望する場合】 <input type="checkbox"/> 新たに振替する口座の預金通帳、通帳の届出印	収納課 収納係 (0835) 25-2167 本館 3階②番

介護認定を受けており、介護保険サービスを利用していた

手続き 高額介護（介護予防）サービス費等の振込口座の変更

手続き詳細	期 限
被保険者が高額介護サービス費の支給決定前や振込前に亡くなり、受給ができなくなった場合に口座変更届及び請書の提出が必要です。	なし
	手続き可能な人 ①相続人 ②相続人とご同居のご家族 ③その他の方
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 振込先口座のわかるもの（預金通帳等） ※法定相続人以外の方が相続される場合は、遺言書の写しなどが必要です。	高齢福祉課 給付係 (0835) 25-2128 本館 2階①番

緊急通報装置を利用していた

手続き 緊急通報装置の返却

手続き詳細	期 限
固定型は本体とペンダント、携帯型は本体と充電器を返却してください。	なし
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 本体とペンダント（固定型の場合） <input type="checkbox"/> 本体と充電器（携帯型の場合）	高齢福祉課 在宅支援係 (0835) 25-2973 本館 2階①番

6. 障害福祉に関する手続き

身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳を交付されていた

手続き 手帳の返還

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳または、療育手帳をお持ちだった場合は、手帳を返還してください。	なし
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳または療育手帳	障害福祉課 障害福祉係 (0835) 25-2387 本館 2階②番

特別障害者手当を受給していた

手続き 特別障害者手当死亡届の提出（未払い分がある場合は特別障害者手当未支払請求書の提出）

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が特別障害者手当を受給していた場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払い分の手当があれば請求の手続きが必要です。特別障害者手当未支払請求書を提出してください。	死亡日から 14 日以内
	手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> お手続される方の本人確認書類 <input type="checkbox"/> 未払い分がある場合は、相続人名義の預貯金通帳	障害福祉課 障害福祉係 (0835) 25-2387 本館 2階②番

MEMO

障害児福祉手当を受給していた

手続き

障害児福祉手当死亡届の提出（未払い分がある場合は障害児福祉手当未支払請求書の提出）

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が障害児福祉手当を受給していた場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払い分の手当があれば請求の手続きが必要です。障害児福祉手当未支払請求書を提出してください。	死亡日から 14 日以内
	手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> お手続される方の本人確認書類 <input type="checkbox"/> 未払い分がある場合は、相続人名義の預貯金通帳	障害福祉課 障害福祉係 (0835) 25-2387 本館 2階②番

MEMO

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

6. 障害福祉に関する手続き

特別児童扶養手当を受給していた

【亡くなられた方が保護者の場合】

手続き 特別児童扶養手当受給者死亡届の提出

手続き詳細	期 限
<p>亡くなられた方が特別児童扶養手当を受給していた保護者の方の場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。</p> <p>未払い分の手当があれば請求の手続きが必要です。未払特別児童扶養手当請求書を提出してください。</p> <p>受給資格が継続するようであれば受給者変更の手続きとなります。</p>	死亡日から 14 日以内
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 戸籍謄本（受給者変更のため戸籍謄本を提出する場合は省略可） <input type="checkbox"/> 未払い分がある場合は、対象児童名義の預貯金通帳の写し <input type="checkbox"/> 受給資格が継続する場合は、認定請求者の戸籍謄本と、預貯金通帳の写し	障害福祉課 障害福祉係 (0835) 25-2387 本館 2階②番

【亡くなられた方が児童の場合】

手続き 特別児童扶養手当資格喪失届（または額改定届）の提出

手続き詳細	期 限
<p>亡くなられた方が特別児童扶養手当を受給していた児童の方の場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。</p> <p>特別児童扶養手当資格喪失届を提出してください。</p> <p>他に特別児童扶養手当の対象児童がいる場合は、額改定の手続きとなります。</p>	死亡日から 14 日以内
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
なし	障害福祉課 障害福祉係 (0835) 25-2387 本館 2階②番

MEMO

防府市福祉年金を受給していた

手続き 防府市福祉年金受給事由消滅届の提出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が防府市福祉年金を受給していた場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。 <u>未払い分の年金があれば請求の手続きが必要です。未支給福祉年金請求書を提出してください。</u>	速やかに
	手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> お手続される方の本人確認書類 <input type="checkbox"/> 未払い分がある場合は、相続人名義の預貯金通帳	障害福祉課 障害福祉係 (0835) 25-2387 本館 2階②番

MEMO

6. 障害福祉に関する手続き

心身障害者扶養共済制度を利用していた

【掛金を支払っていた方が亡くなられた場合】

手続き 死亡・重度障害届出書、年金支給請求書の提出

手続き詳細	期 限
掛金を支払っていた方が亡くなられた場合、年金支給請求の手続きが必要です。	掛金を支払っていた方の死亡日から3年以内
	手続き可能な人
	年金を受給する方または、扶養年金管理者
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の死亡診断書 <input type="checkbox"/> 亡くなられた方の住民票の除票 <input type="checkbox"/> 年金を受給する方の住民票 <input type="checkbox"/> 年金を受給する方の預貯金通帳	障害福祉課 障害福祉係 (0835) 25-2387 本館 2階②番

【年金の受給を予定していた方が亡くなられた場合】

手続き詳細	期 限
年金の受給を予定していた方が亡くなられた場合、弔慰金請求の手続きが必要となります。	死亡日から14日以内
	手続き可能な人
	年金加入者
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の住民票の除票 <input type="checkbox"/> 掛金を支払っていた方の住民票 <input type="checkbox"/> 掛金を支払っていた方の預貯金通帳	障害福祉課 障害福祉係 (0835) 25-2387 本館 2階②番

【年金を受給していた方が亡くなられた場合】

手続き詳細	期 限
年金を受給していた方が亡くなられた場合、死亡・重度障害届出書の提出が必要です。	死亡日から14日以内
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の住民票の除票	障害福祉課 障害福祉係 (0835) 25-2387 本館 2階②番

6. 障害福祉に関する手続き

福祉タクシー利用券を利用していた

手続き 福祉タクシー利用券の返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が福祉タクシー利用券をお持ちだった場合、死亡日をもって使用不可となります。福祉タクシー利用券を返却してください。	速やかに
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の福祉タクシー利用券	障害福祉課 障害福祉係 (0835) 25-2387 本館 2階②番

やまぐち障害者等専用駐車場利用証を利用していた

手続き やまぐち障害者等専用駐車場利用証の返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方がやまぐち障害者等専用駐車場利用証をお持ちだった場合、死亡日をもって使用不可となります。やまぐち障害者等専用駐車場利用証を返却してください。	速やかに
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方のやまぐち障害者等専用駐車場利用証	障害福祉課 障害福祉係 (0835) 25-2387 本館 2階②番

MEMO

7. 子どもに関する手続き

児童手当を受給していた

手続き 受給者変更の手続き、未支払い分の請求

手続き詳細	期 限
<p>児童手当の受給者が亡くなった場合、受給者の変更手続きが必要です。未支払いの手当てがある場合は別途手続きが必要です。</p> <p>お子様が亡くなった場合は手続きは不要です。後日通知をお送りします。</p>	<p>死亡日と同月中または死亡日の翌日から数えて、15日以内</p>
	<p>手続き可能な人</p> <p>対象児童を監護する方</p>
必要なもの	問い合わせ先
<p>【受給者変更のため・新たに受給者となられる方】</p> <p><input type="checkbox"/> 健康保険証・資格情報のお知らせ・資格確認書・資格情報画面等</p> <p><input type="checkbox"/> マイナンバーのわかるもの</p> <p><input type="checkbox"/> 振込を希望される口座のわかるもの（金融機関の通帳または、キャッシュカード）</p> <p><input type="checkbox"/> 本人確認書類</p> <p>【未支払い分請求手続きのため】</p> <p><input type="checkbox"/> お子様名義の通帳または、キャッシュカード</p>	<p>子育て推進課 こども給付係 (0835) 25-2348 本館1階①番</p>

児童扶養手当を受給していた

手続き 受給者の死亡届、未支払い分の請求

手続き詳細	期 限
<p>児童扶養手当の受給者が亡くなった場合、死亡日の属する月の手当までが支給されます。未支払いの手当てがある場合は、別途手続きが必要です。</p> <p>お子様が亡くなった場合は手続き不要です。後日通知をお送りします。</p>	<p>死亡日から14日以内</p>
	<p>手続き可能な人</p> <p>対象児童を監護する方</p>
必要なもの	問い合わせ先
<p><input type="checkbox"/> 手続きを行う方の本人確認書類</p> <p>【未支払い分請求手続きのため】</p> <p><input type="checkbox"/> お子様名義の通帳または、キャッシュカード</p>	<p>子育て推進課 こども給付係 (0835) 25-2348 本館1階①番</p>

7. 子どもに関する手続き

乳幼児医療費受給者証・子ども医療費受給者証 (カクフク) を交付されていた

手続き詳細	期 限
乳幼児医療費受給者証・子ども医療費受給者証 (カクフク) を交付されていたお子様が亡くなられた場合、そのお子様の受給者証は死亡日をもって失効となりますので、受給者証は破棄してください。	なし
	手続き可能な人 —
必要なもの	問い合わせ先
なし	子育て推進課 こども給付係 (0835) 25-2348 本館1階①番

ひとり親家庭等医療費受給者証 (カクフク) を交付されていた

手続き お子様の受給者証 (カクフク) の切替え手続き

手続き詳細	期 限
<p>【保護者が亡くなられた場合】 その受給者証 (カクフク) は死亡日をもって失効となりますので、返納または破棄してください。お子様の受給者証 (カクフク) の切替え手続きが必要です。</p> <p>【お子様が亡くなられた場合】 その受給者証 (カクフク) は死亡日をもって失効となりますので、破棄してください。</p>	<p>【お子様の受給者証を切り替える場合】 死亡日と同月中</p> <p>手続き可能な人 対象児童を監護する方</p>
必要なもの	問い合わせ先
<p>【お子様の受給者証を切り替える場合】</p> <p><input type="checkbox"/> お子様の健康保険証・資格情報のお知らせ・資格確認書・資格情報画面等</p>	子育て推進課 こども給付係 (0835) 25-2348 本館1階①番

MEMO

8. その他の手続き

防府市立小・中学校給食の申込をしていた

手続き 給食停止または名義変更の手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が学校給食の申込をしていた場合、就学校で「学校給食停止届」の提出が必要です。また、亡くなられた方が給食費の負担者の場合、就学校で「学校給食申込変更届」の提出が必要です。振替口座を変更する場合は、就学校で「口座振替依頼書」を受け取り、金融機関の窓口で手続きしてください。	速やかに
	手続き可能な人
	—
必要なもの	問い合わせ先
【振替口座を変更する場合】 <input type="checkbox"/> 振替する口座預金通帳、通帳の届出印	学校教育課 学校給食管理室 < 鐘紡町 7-23 > < 学校給食センター内 > (0835) 27-0141

就学援助費を受給していた

手続き 就学援助費交付申請書の提出

手続き詳細	期 限
就学援助費の受給者が亡くなられた場合、受給者の変更手続きが必要です。	速やかに
	手続き可能な人
	児童・生徒の保護者
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 新たな受給者の振込先がわかるもの(預金通帳等)	学校教育課 学務係 (0835) 25-2493 本館 8階

MEMO

上下水道を使用していた

手続き 名義変更または閉栓手続き、世帯人数の変更手続き

手続き詳細	期 限
<p>亡くなられた方が名義人の場合、名義変更または閉栓手続きが必要となります。</p> <p>また、井戸水を使用しており、公共下水道に接続されている世帯（下水道使用料のみをお支払いの世帯）の方が亡くなられた場合、世帯人数の変更手続きが必要です。</p> <p>※電話にて手続き可能です。</p>	速やかに
	<p>手続き可能な人</p> <p>ご親族、または同居者</p>
必要なもの	問い合わせ先
なし	<p>上下水道局お客様センター < 仁井令町 13-1 > (0835) 23-2511</p>

受益者負担金を納付していた

手続き 受益者変更の手続き

手続き詳細	期 限
<p>負担金を納付していた方が亡くなられた場合は、受益者（負担金を納付される方）を変更する手続きが必要になります。受益者変更手続きの詳細については、下水道課計画係へお問い合わせください。</p> <p>また、亡くなられた方の口座から負担金を引き落としされていた場合は、指定金融機関または上下水道局の窓口で新たに引き落とし口座を登録する手続きが必要です。引き落とし口座変更についてはお客様センターへお問い合わせください。</p>	30日以内
	<p>手続き可能な人</p> <p>ご親族（相続人）</p>
必要なもの	問い合わせ先
<p>【引き落とし口座を変更される場合】</p> <p><input type="checkbox"/> 引き落とし口座の預貯金通帳、届出印</p>	<p>下水道課 計画係 < 仁井令町 13-1 > (0835) 23-2534 上下水道局お客様センター < 仁井令町 13-1 > (0835) 23-2511</p>

8. その他の手続き

公営住宅に住んでいた

問い合わせ先

市営住宅・市有住宅に関すること
 建築課 住宅管理室 住宅係 (0835) 25-2178
 本館2階③番

県営住宅に関すること
 県営住宅管理事務所 防府立寄所
 (0835) 27-3227

手続き 入居の承継

手続き詳細	期 限
入居名義人が亡くなられた場合、同居人に入居名義を引き継ぐための手続きが必要です。(配偶者等要件を満たす方)	速やかに
	手続き可能な人
	同居人または親族等
必要なもの	
上記にお問い合わせください。	

手続き 住宅の明け渡し

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が単身である、または同居人が引き続き住宅に居住しない場合は、住宅の明け渡し手続きが必要です。	速やかに
	手続き可能な人
	同居人または親族等
必要なもの	
上記にお問い合わせください。	

手続き 同居親族異動届の提出

手続き詳細	期 限
同居人が亡くなられた場合、入居者の異動を届け出る手続きが必要です。	速やかに
	手続き可能な人
	入居者等
必要なもの	
上記にお問い合わせください。	

森林の土地を所有していた

手続き 森林の土地の所有者届出書を提出

手続き詳細	期 限
相続により森林法の対象になっている森林の土地の所有者に変更が生じた場合は手続きが必要となります。 ※森林法の対象となる森林かどうかの確認は問い合わせ先にご連絡ください。	森林の所有者となった日から90日以内
	手続き可能な人 個人、法人問わず、相続により森林の土地を新たに取得された方
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 登記完了証の写し（登記完了後に法務局から発行されます）	農林漁港整備課 森林整備係 (0835) 25-2374 本館5階③番

家を所有していた

手続き 家の管理や利活用、売却等の相談

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が所有していた家が空き家になる場合、今後の家の管理や利活用、売却等についてご相談いただけます。 また、必要に応じて、専門家団体等の相談窓口のご紹介や、ご利用いただける補助制度のご案内をします。	なし
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
なし	都市計画課 空き家対策室 (0835) 25-2238 本館7階

MEMO

フロアマップ

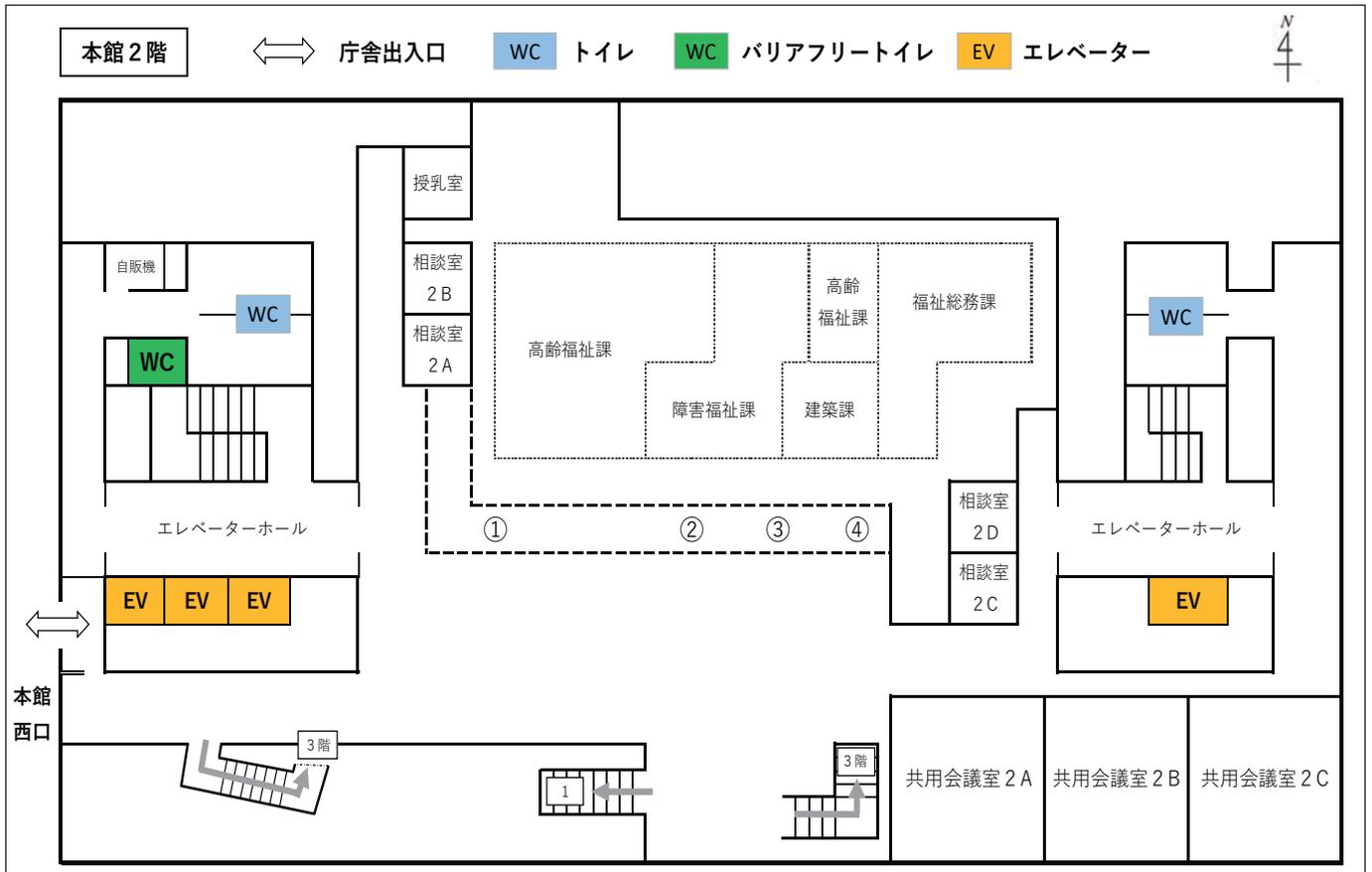
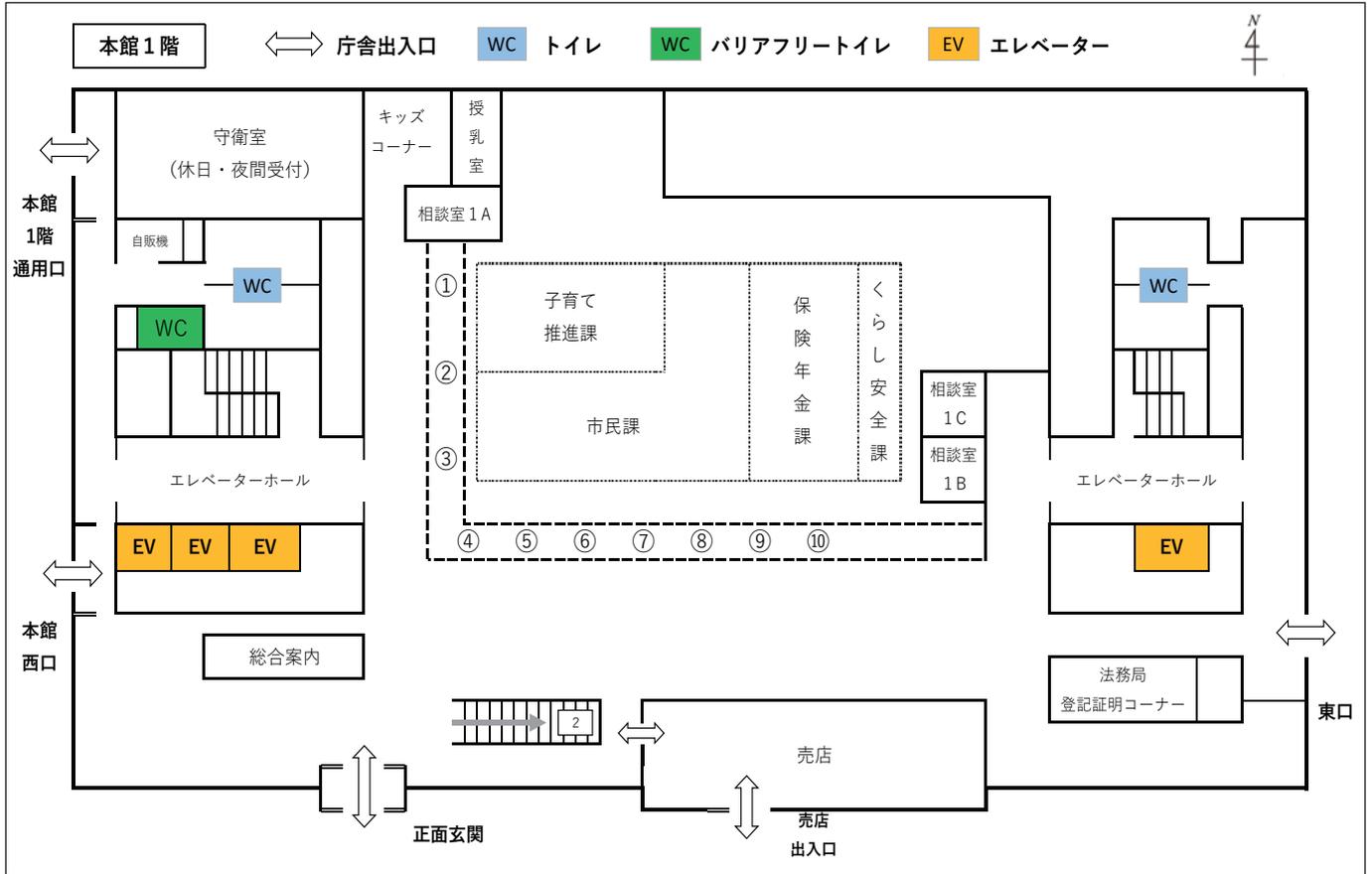
チェックリスト

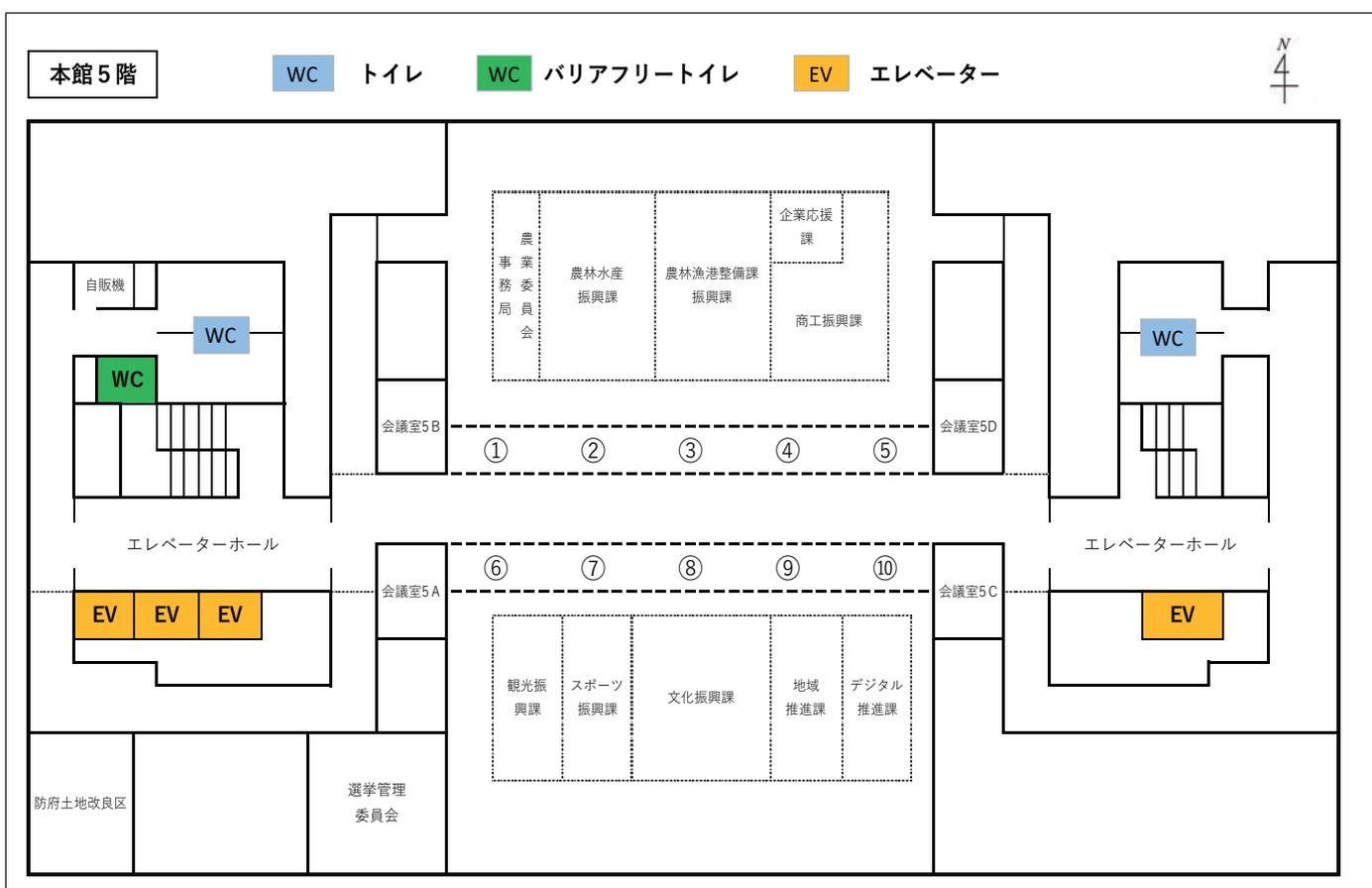
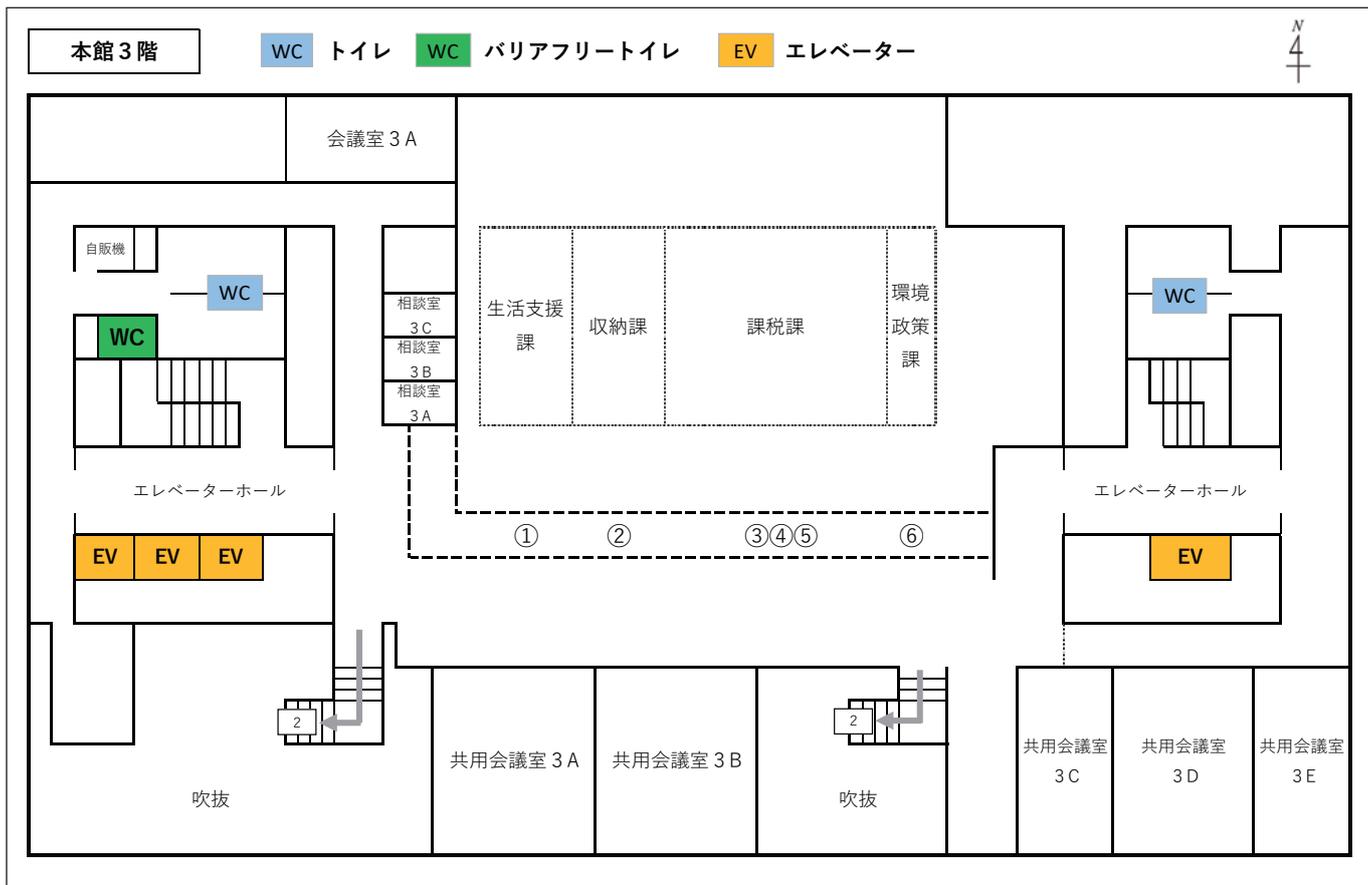
各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状





フロアマップ

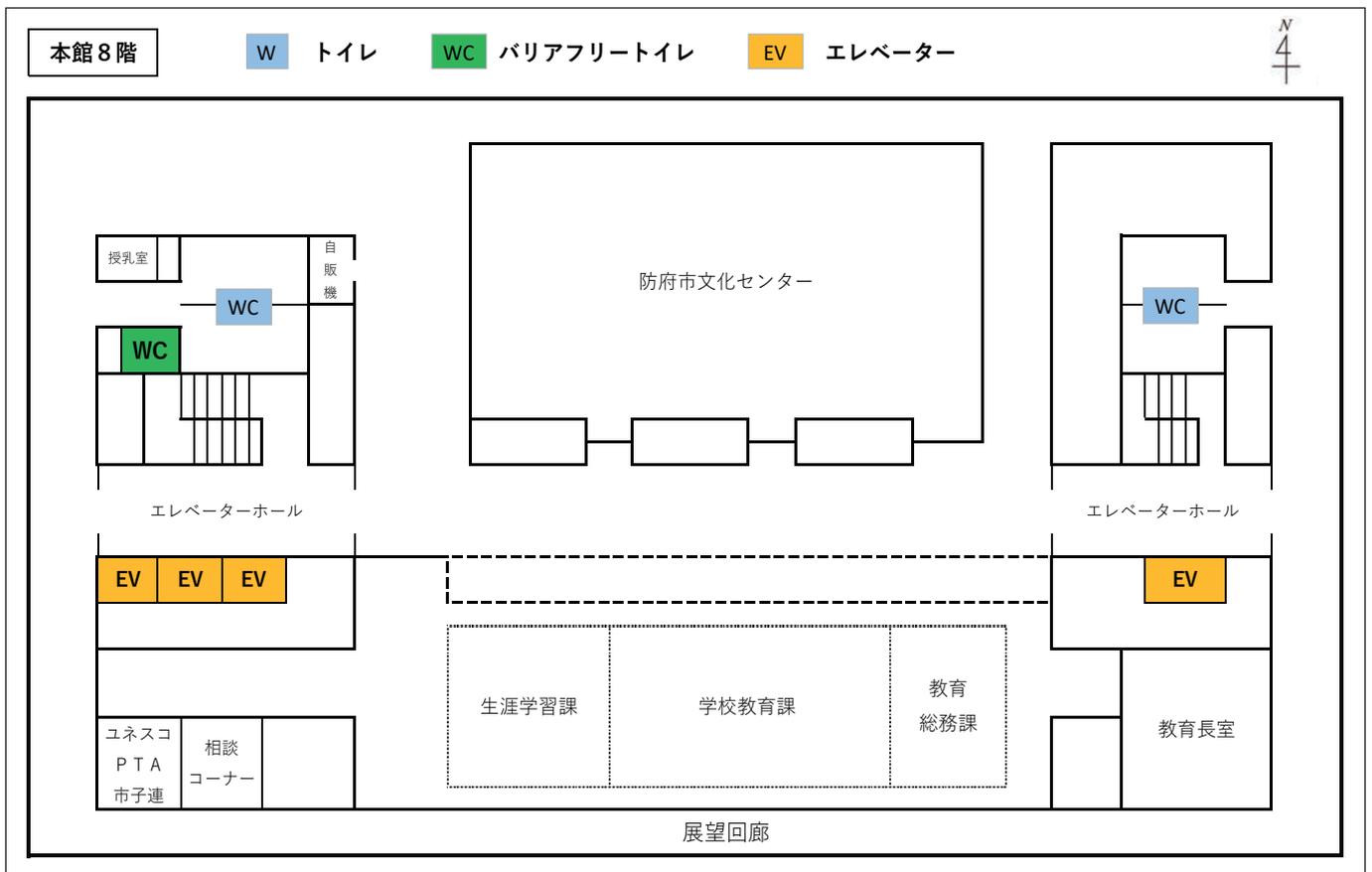
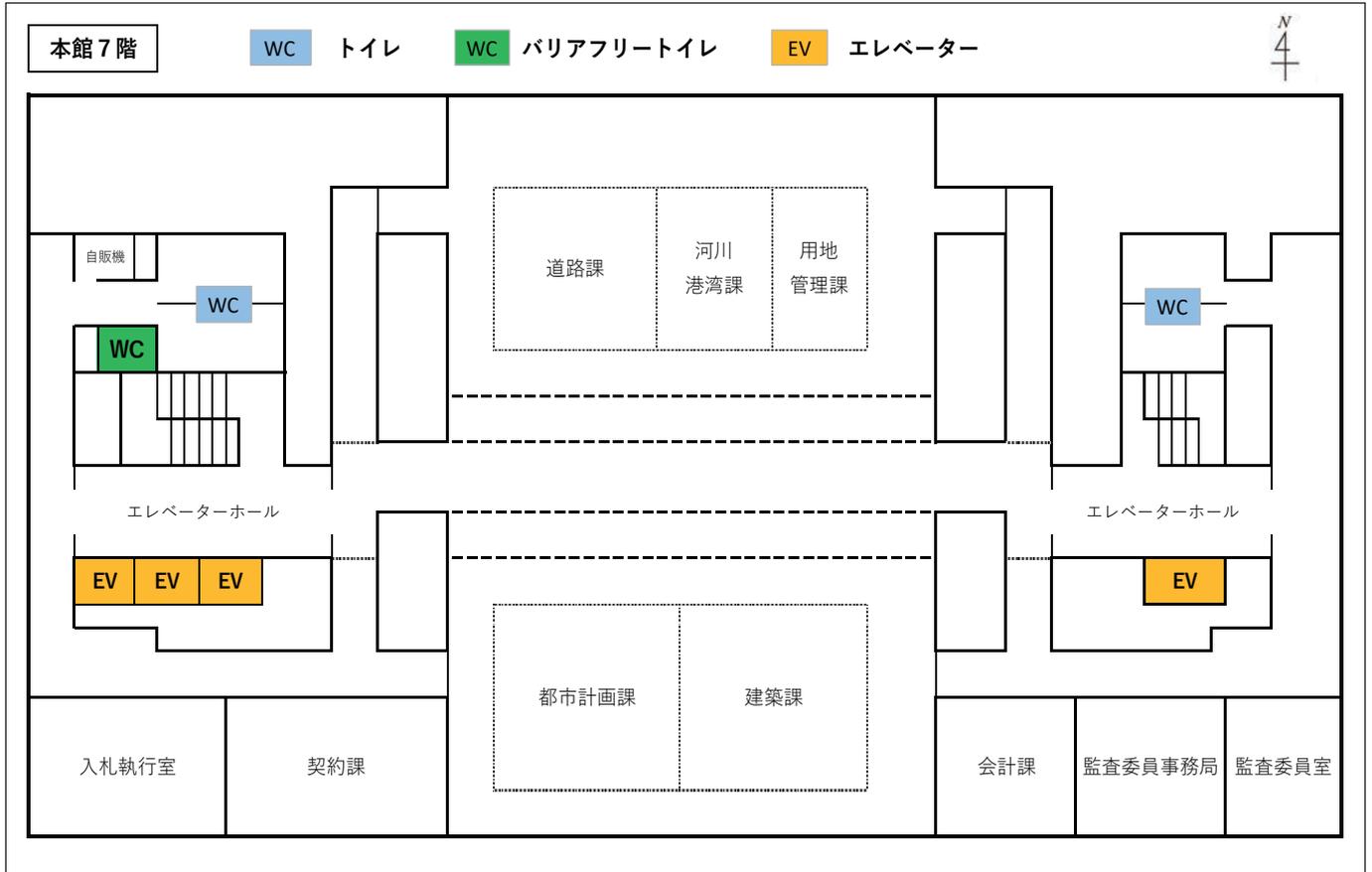
チエックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状



改葬・墓じまいの手続きについて

1 改葬先を確保

永代供養（合同墓）や納骨堂など改葬先を確保します。
※改葬先が決まっていない場合は、改葬手続きができません。
※改葬手続きに改葬先の管理者が発行する受入証明書が必要な場合があります。

2 埋葬証明証を発行

現在、埋葬されている墓地の管理者から、埋葬・納骨の証明を受けてください。
※防府市では、改葬許可申請書の証明欄へ墓地管理者の記名・捺印が必要です。

3 改葬許可証の受け取り

永代供養（合同墓）や納骨堂に遺骨を移す際に必要な手続きです。
※散骨や手元供養の場合は不要なことが多いですが、念のため事前に確認しておきましょう。

▼必要書類

改葬許可申請書・受入証明書（防府市：不用）・埋葬証明書（防府市：申請様式に記載）
※提出先の自治体に応じて申請様式、必要書類が異なります。事前に確認しておきましょう。

▼提出先（受取先）

墓地のある市区町村に提出し、改葬の申請を行って改葬許可証を受け取ります。

4 遺骨の取り出し

遺骨を取り出します。墓じまいする場合は、墓石の撤去が必要です。事前にどこの石材店に依頼するか決めておきます。

5 納骨

改葬先の管理者に改葬許可証を提出し、納骨を行います。
※散骨や手元供養の場合は異なります。

担当課・問い合わせ先

環境政策課

☎ 0835-25-2172

本館3階⑥番

戸籍や住民票の請求について（電子申請）

市役所で発行する証明書について

年金や相続等の手続きの際、戸籍や住民票が必要になることがあります。
窓口で証明書を請求される際には、本人確認を行いますので本人確認書類をお持ちください。
請求方法や必要書類は自治体によって異なる場合があります。事前に請求先の市区町村にご確認ください。
また、証明書の受取予約も可能です。下記の二次元コードから申請をお願いします。

市民課 市民係 ☎ (0835) 25-2109 本館1階④番

戸籍や住民票の請求について（電子申請）

住民票の電子申請
（受取予約）



URL

<https://logoform.jp/f/51uZ0>

印鑑証明書の電子申請
（受取予約）



URL

<https://logoform.jp/f/t94df>

戸籍証明書の電子申請
（受取予約）



URL

<https://logoform.jp/f/r8Gym>

郵送による請求方法

① 戸籍等交付申請書(郵送用)

- ・ 請求者の住所と氏名、必要な方の本籍地と筆頭者の氏名は必ず記入してください。
- ・ 日中(8:30~17:15)に連絡の取れる電話番号を必ず記入してください。
- ・ 申請書は必ず原本を郵送していただきます。※メール、FAX、コピー等の受付は行いません。

② 返信用封筒

- ・ ご自宅の住所及び名前を記入し、必要額の切手をお貼りください。
 - ・ 切手のない場合は、切手を別に送っていただくことになります。
- ★送付先は原則、請求者の住民票のある住所地となります。

③ 手数料

- ・ 郵便局で定額小為替(ていがくこがわせ)、または普通為替(ふつうかわせ)を必要な金額分購入してください。※為替をご用意いただく場合、必ず無記名でお願いいたします。

④ 本人確認書類

- ・ 請求する方の運転免許証等、マイナンバーカード(表面のみ)、在留カード、国民健康保険証(住所が印字されているもの)等の写しをお送りください。(裏書の確認のため、裏面のコピーについても併せてお願いいたします。)
- ★健康保険被保険者証等の、住所が手書き又は記載のない本人確認資料の場合、住民票や戸籍の附票等の提出が必要となります。

※⑤ 疎明資料(必要に応じて添付してください)

- ・ 請求権のない方(戸籍に記載されている人の配偶者、直系尊属・直系卑属以外の方)からのご申請の場合、委任状や今回のご請求に至った根拠となる書類の添付をお願いすることがあります。(例:裁判所や金融機関、公共団体からの資料の写し等)

送付について

上記①②③④※⑤を封筒に入れ、

①請求書

戸籍等交付申請書
(郵送用)

②返信用封筒

切手
ご住所
お名前

③手数料

定額小為替 等
¥○○○

④本人確認書類

免許証のコピー等(両面)

※⑤疎明資料
(裁判所や金融機関からの書類の写し等)

〒747-8501
山口県防府市寿町7番1号

あてにお送りください。

問い合わせ先

防府市役所市民課庶務係(☎ 0835-25-2162)

(FAX 0835-38-6535)

※コピーしてお使いください。

戸籍等交付申請書(郵送用)

(請求先)

防府市長

年 月 日

請求者	住所	〒 都 道 府 県		
	フリガナ 氏名	生年月日 年 月 日	日中の連絡先 () -	
	(自署の場合は押印不要)			
請求者と戸籍に記載されている人との関係(請求者から見た続柄)		本人 配偶者 父母 祖父母 子 孫 ※その他()		

※請求者がその他に該当する場合には、委任状が必要となる場合があります。また、請求の理由を詳細に記入し、請求理由を確認できる書類の写しの添付をお願いします。

本籍地	(番地まで正確にご記入ください。未記入の場合もしくは戸籍と異なる場合は交付できません。)		
-----	--	--	--

筆頭者氏名	(戸籍のはじめに書かれている人)	(通常亡くなっていても筆頭者は変わりません)	年 月 日生
-------	------------------	------------------------	--------

必要な書類について		謄本(全部)	抄本(一部)	(抄本の場合)必要な方の氏名	生年月日	手数料	
	戸籍	通	通		年 月 日	一通 450円	
	除籍	通	通		年 月 日	一通 750円	
	改製原戸籍	通	通		年 月 日	一通 750円	
	戸籍附票	通			年 月 日	一通 200円	
		<input type="checkbox"/> 本籍及び筆頭者の記載が必要な場合はチェックしてください。 <input type="checkbox"/> 在外選挙人登録地の記載が必要な場合はチェックしてください。 ※必要な住所がある場合は、必ずご記入ください。 住所()から()までの履歴			※令和4年1月11日から表示方法が変更になっています。		
	※防府市では、平成16年5月29日に戸籍の電算化により、改製しています。 電算化以前の戸籍や住所の記載が必要な場合、2通以上に分かれる場合があります。						
	身分証明書	※本人以外は委任状必要	通		年 月 日	一通 200円	
	独身証明書	※本人以外は委任状必要(直系親族のみ)	通		年 月 日	一通 200円	
	戸籍記載事項証明	※本人・届を提出した人以外は委任状必要	通		提出した日 年 月 日	一通 350円	
その他	() 通			必要な方の氏名			
相続の場合	被相続人 _____	年 月 日 死亡のため	<input type="checkbox"/> ()の出生 から 死亡 まで 部 <input type="checkbox"/> ()の から まで 部 <input type="checkbox"/> ()と()の関係がわかるもの 部 <input type="checkbox"/> その他() 部				

使用目的	<input type="checkbox"/> パスポート <input type="checkbox"/> 戸籍の届出 <input type="checkbox"/> 年金の手続き <input type="checkbox"/> その他(具体的に) ()	※2週間以内に戸籍の届出をされた方は、ご記入ください。 いつ: 年 月 日 なにを: 届を どこで: 市・区・町・村に提出
------	--	--

提出先	※不明な点がある場合は、内容についてご確認させていただくことがあります。
-----	--------------------------------------

【裏面参照】

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

亡くなられた方が会社員だった場合

故人が働いていた勤務先に対して、死亡退職届の提出や社員証の返却など、必要な手続きがあります。一般的な手続きについて記載します。

項目	期 日	備 考
死亡退職届の提出	速やかに	故人が働いていた勤務先に、提出する必要があります。
身分証明書(社員証など)の返却		健康保険被保険者証やその他、勤務先から貸与を受けていたものを返却してください。
国民健康保険などへの加入		被扶養者だった場合は、同時に資格を喪失しますので、資格喪失後は他の医療保険制度へ加入する必要があります。
最終給与、退職金などの請求		預貯金口座の確認とともに、勤務先に直接ご確認ください。
埋葬料の請求	2年以内	協会けんぽ及び、勤務先が加盟している保険組合などで、埋葬料の請求が可能です。
遺族厚生年金の請求	5年以内	<p>【必要なもの】 遺族厚生年金裁定請求書、故人の年金手帳、戸籍謄本、死亡診断書のコピー、所得の証明書、住民票のコピー、受取人の印鑑、振込先口座番号</p> <p>【手続き先】 お近くの年金事務所</p> <p>【その他】 遺族厚生年金の受給者には国民年金の遺族基礎年金も支給されます。</p>

亡くなられた方が個人事業主だった場合

故人が個人事業者であり、廃業する場合の一般的な手続きについて記載します。
 なお、事業承継する場合については、相続での手続きが必要です。

項目	期日	備考
個人事業者の死亡届出書	速やかに	税務署に提出します。 防府税務署 ☎0835-22-1400
事業廃止届出書		
個人事業の 開業・廃業など届出書	1か月以内	
給与支払事務所などの 開設・移転・廃止届出書		
所得税の青色申告の 取りやめ届出書	青色申告を取りやめようとする 年の翌年3月15日まで	

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

MEMO

相続について

委任状

少し落ち着いてから行う市役所外での手続きチェックリスト

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

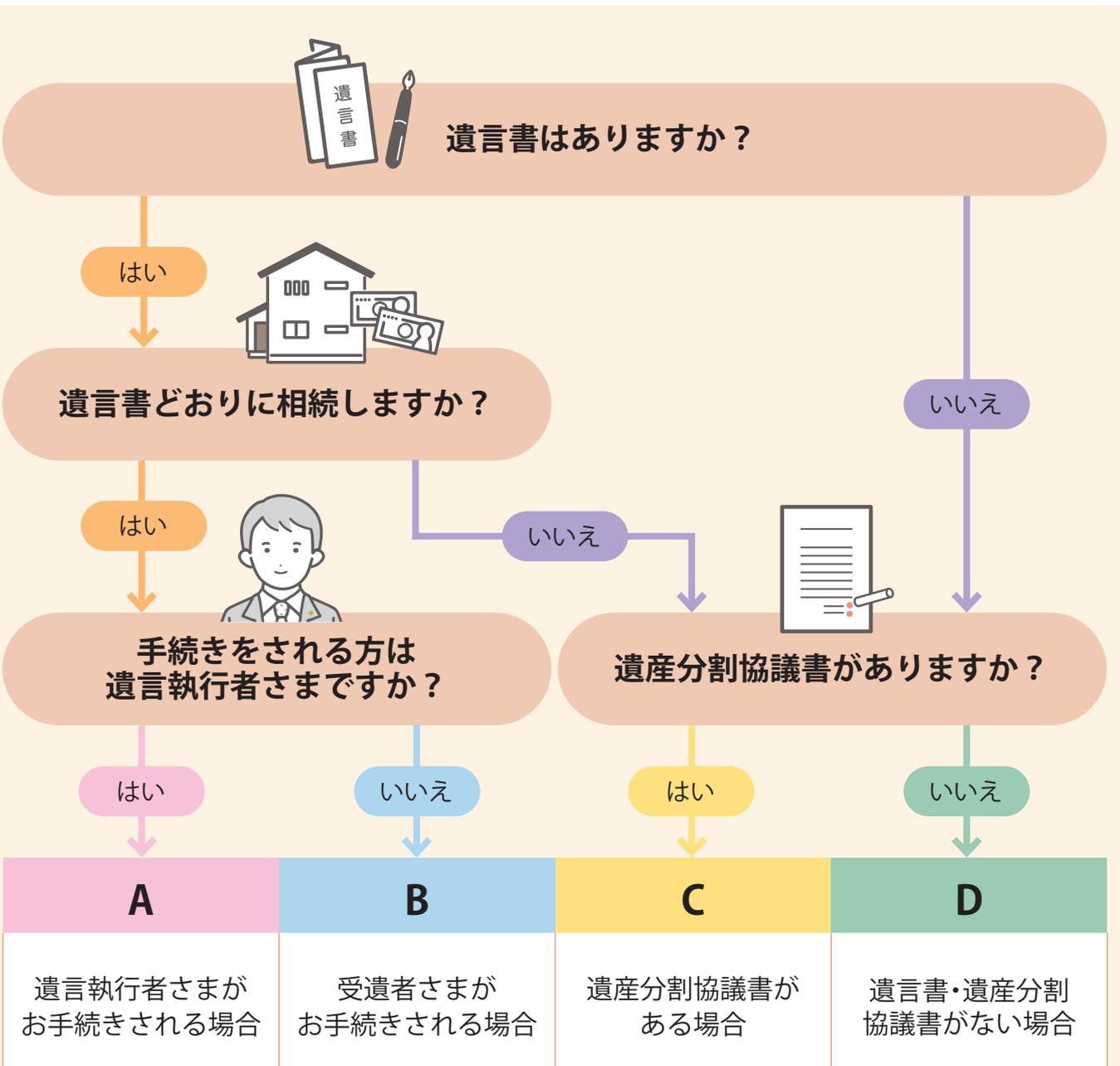
該当事項	<input checked="" type="checkbox"/>	主な手続き	問い合わせ先
運転免許証	<input type="checkbox"/>	返納手続き	防府警察署 ☎ 0835-25-0110 山口県総合交通センター ☎ 083-973-2900
恩給を受給していた	<input type="checkbox"/>	総務省恩給相談室へ お問い合わせください。	総務省恩給相談室 ☎ 03-5273-1400
次のいずれかを持っていた ・特定医療費（指定難病）受給者証 ・肝炎治療受給者証 ・先天性血液凝固因子障害等受給者証 ・小児慢性特定疾病医療受給者証 ・特定疾病医療受給者証	<input type="checkbox"/>	故人の住所地を管轄する 健康福祉センター（保健 所）へお問い合わせくだ さい。	山口健康福祉センター 防府保健部 （防府保健所） ☎ 0835-22-3740
被爆者健康手帳を持っていた	<input type="checkbox"/>		
預貯金口座など	<input type="checkbox"/>	口座凍結解除の手続き	各金融機関
生命保険など	<input type="checkbox"/>	死亡保険金の請求、 入院給付金の請求など	加入していた生命保険会社 または代理店
損害保険など	<input type="checkbox"/>	名義変更、解約など	加入していた損害保険会社 または代理店
月極で駐輪場を利用している	<input type="checkbox"/>	定期利用解除には手続きが必要です。 お問い合わせください。 （公社）防府市シルバー人材センター ☎0835-24-0600	

口座凍結解除の大まかな流れ

1. 金融機関窓口に口座凍結解除依頼
2. 口座凍結解除に必要な書類の収集
3. 凍結解除の必要書類を銀行に提出

※金融機関毎に必要な書類が異なるため、詳細は各金融機関にお問い合わせください

必要書類の準備



代表的な持ち物

対象者	必要書類	入手先
全員	被相続人(故人)の通帳・証書、キャッシュカード等	ご遺族
全員	被相続人(故人)の戸籍謄本	市区町村
全員	各金融機関の必要書類	各金融機関
A B C D	相続人の印鑑証明 ・遺言書がある場合：遺言執行者分 ・遺言書がない場合：相続人全員分	市区町村
A B	遺言書(原本)	ご遺族
A B	検認調書または、検認済証明書(原本) ※自筆証書遺言で法務局への保管制度を利用されていない場合	家庭裁判所
C	遺産分割協議書(原本)	ご遺族
C D	相続人全員分の戸籍謄本	市区町村
D	相続関係届出書 (金融機関により名称が異なります)	各金融機関

MEMO

相続に関する手続きチェックリスト

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

<input checked="" type="checkbox"/>	項目	期日	備考
<input type="checkbox"/>	相続人の調査・確定	速やかに	相続人を確定させるためには、故人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本が必要です。役所の窓口で「相続に使用するため出生から死亡までの戸籍謄本が必要です」と申し出れば取得できます。
<input type="checkbox"/>	遺言書の探索		自筆証書遺言は、自宅で探索または法務局で調査してください。 公正証書遺言は、お近くの公証役場で検索してください。
<input type="checkbox"/>	遺言書の検認		法務局以外で発見された自筆証書遺言の場合は、「未開封」の状態では家庭裁判所の検認が必要となります。
<input type="checkbox"/>	相続財産の調査		被相続人の預金通帳及び郵便物から調査し、各事業者に問い合わせすることで、相続財産のほとんどを知ることができます。また、自宅以外の不動産を所有している場合は、役所で「名寄帳」を取得することで、課税対象の不動産のすべてを知ることができます。
<input type="checkbox"/>	遺産分割協議 (協議書の作成)		共同相続人全員で遺産分割協議を行い、合意する必要があります。合意後、金融機関や役所などへ提出する為の遺産分割協議書の作成が必要となります。
<input type="checkbox"/>	相続放棄・限定承認	3か月以内	被相続人の最後の住所地の家庭裁判所への申述が必要となります。申述書の作成など必要な対応があるため、家庭裁判所にご確認ください。

家系図 (3親等内の親族)

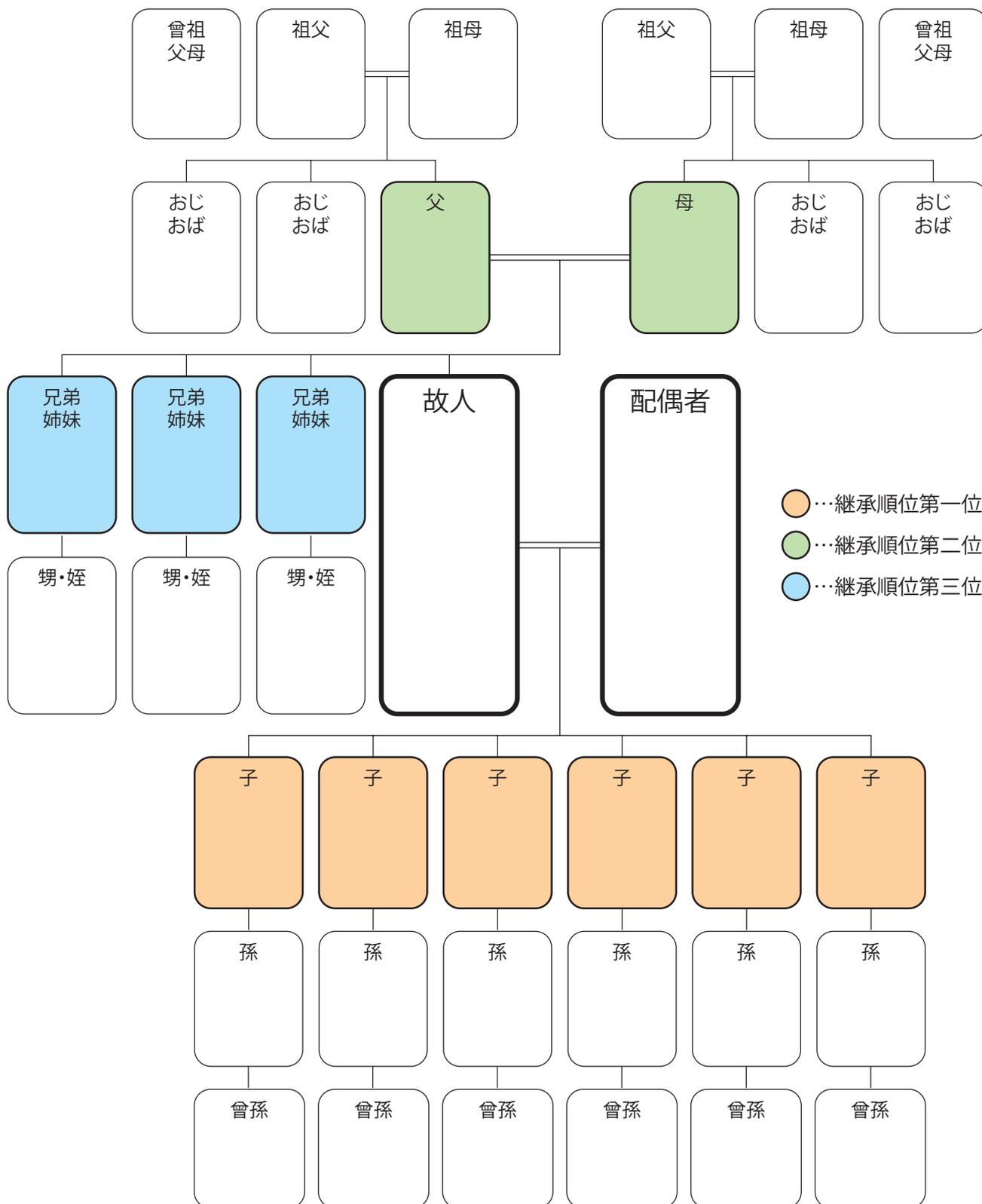
チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状



被相続人や相続人の関係を法務局に証明してもらう制度として法定相続情報証明制度があります。本制度により交付された法定相続情報一覧図の写しが、相続登記の申請手続きをはじめ、被相続人名義の預金の払戻しなど、様々な相続手続きに利用されることで、相続手続きに係る相続人・手続きの担当部署双方の負担を軽減することができます。

詳しくは法務局のHP (https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000013.html) をご覧ください。

故人の財産について

不動産	所在地	名義人	持ち分	備考
預貯金	金融機関名	支店名	金額	備考
その他の資産	名称	内容	保管場所など	備考
借入金・ローン	借入先	金額	返済方法	備考
生命保険・損害保険	保険会社	種類・内容	受取人	備考
公的年金	基礎年金番号	種類	受給金額	備考
個人年金・企業年金	名称	番号・記号など	受給金額	備考
その他				

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

令和6年
4月1日から

不動産の相続登記のルールが 大きく変わりました。



相続で**不動産取得を知った日から3年以内に申請**しなければなりません。正当な理由がなく**義務に反した場合、10万円以下の過料**の対象となります。

相続登記の申請の流れ

▶ 遺産分割協議による相続登記の申請は、通常、次のステップ①からステップ⑤までの流れで行います。

ステップ
①

戸籍関係書類の取得

相続開始の証明と法定相続人の特定

ステップ
②

遺産分割協議・協議書の作成

協議・話し合いによる土地・建物の所有者の確定とその書面化

ステップ
③

登記申請書の作成

法務局（登記所）提出書類の作成

ステップ
④

登記申請書の提出

法務局（登記所）へ提出

ステップ
⑤

登記完了

法務局（登記所）から登記完了証・登記識別情報通知書の交付

- 早めに、相続した土地・建物の相続登記をすることがおすすめです。相続の際、相続登記の免税措置も拡大されています。
- 相続の際、遺産分割を早めに済ませることが大切です。
- 法改正以前に所有している相続登記・住所などの変更登記が済んでいない不動産についても、登記が義務化されます。
- 問い合わせは、不動産の所在地を管轄している法務局へお願いいたします。相続・登記の専門家への相談もご検討ください。

法定相続情報証明制度について

あなたの手続きを応援します！

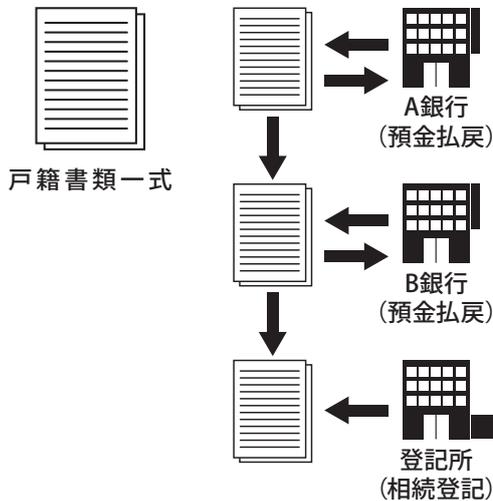
法定相続情報証明制度

法定相続情報証明制度を利用することで、各種相続手続きで戸籍謄本の束を何度もし直しする必要がなくなります。(※1)

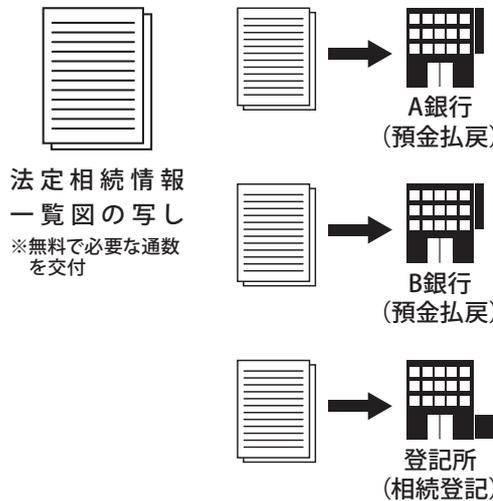
(※1) 相続手続きで必要となる書類は、各機関で異なりますので、提出先にご照会ください。

法定相続情報証明制度

利用しない場合



利用する場合



POINT

相続手続きがいくつもある場合にお勧めです。手続きが同時に進められ、時間短縮につながります。

制度の概要

① 申出 (法定相続人または代理人)

- 1.市区町村の窓口で戸籍謄本などを収集します。
- 2.法定相続情報一覧図を作成します。
- 3.所定の申出書を記載し、1及び2の書類を添付して登記所に申出をします。



② 確認・交付 (登記所)

- 1.登記官による確認の後、法定相続情報一覧図を保管します。
- 2.認証文付き法定相続情報一覧図の写しを交付し、戸籍謄本などを返却します。



③ 利用

各種相続手続きにお使いください。

POINT

戸籍の収集や一覧図の作成などの手続きは専門家(※2)に依頼することも可能です。

(※2) 弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士



法定相続情報証明制度に関する詳しい手続きは

[法務局ホームページ](#)

[検索](#)

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

委任状

代理人

住所

(方書・部屋番)

氏名

生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日生

上記の者を代理人に選任し、下記の権限を委任します。

記

[委任事項]

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

委任者

住所

(方書・部屋番)

氏名

生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日生

電話番号 _____ - _____ - _____

(宛先)防府市長

※委任事項は、どなたの何の手續を委任するか、具体的に記載してください。

(例)○山○子の世帯全員の住民票(続柄・本籍記載のもの)を1通取得すること

※日付を必ず記載してください。

※委任者本人が必ず署名してください。

MEMO

A series of horizontal dotted lines for writing.

MEMO

A series of horizontal dotted lines for writing.

相続のお困りごとを丸ごとサポート

私たちにお任せください!



相続でお悩みなら「やまぐち中央事務所」にご相談ください!

<p>✓</p> <p>何から手を付けたらいいかわからない</p>	<p>✓</p> <p>相続人が多くて手続きが進められない</p>	<p>✓</p> <p>相続した実家を売却したい</p>
<p>✓</p> <p>相続放棄をしたほうがいいのかかわからない</p>	<p>✓</p> <p>面識のない相続人がいる</p>	<p>✓</p> <p>活用予定のない不動産があり困っている</p>

相続手続きをワンストップでサポート

初回相談無料

司法書士をはじめとした相続の専門家が相続手続きをサポート!



やまぐち中央事務所が選ばれる理由

- 1 山口県内に3拠店展開 (山口・防府・小郡)
- 2 資格者7名スタッフ20名以上在籍の県内最大規模
- 3 累計相談実績6,500件以上の豊富な相談実績

山口・防府相続の窓口

運営: 司法書士法人・行政書士法人やまぐち中央事務所

防府 相続

検索

<https://yamaguchi-isansozoku.com>



【山口オフィス】山口県庁の目の前
〒753-0083 山口市後河原28番地3



【防府オフィス】防府市役所の目の前
〒747-0801 防府市駅南町7番37号



【小郡オフィス】松風館高校の目の前
〒754-0042 山口市小郡長谷1丁目8番21号



LINEで相談予約も可能!
相続の知って得する情報も配信中!

お問合せ
電話番号

0835-22-6533

●営業時間: 平日9:00~18:00

発行 防府市

編集／制作 株式会社鎌倉新書

発行年 2025年4月